

# 戦国大名北畠氏の権力構造

——特に大和宇陀郡内一揆との関係から——

西山 克

【要約】 本稿は、戦国大名北畠氏の権力構造の中に、宇陀郡内一揆を如何に構造的に組み込むか、という課題に答えようとするものである。戦国期の宇陀郡には、郡内一揆とその構成メンバーである個別領主の「方」集団とが重層的に存在し、更にそれぞれに対応する郡掾と領中法度がやはり重層的に存在した。個別領主の「方」集団内部には、与力・同名衆が含まれたが、広義には惣村もその中に包摂されていた。そしてこの集団内に於ける縦の紐帯の契機は、横の連合の契機に明らかに優越していた。戦国大名北畠氏は原則的には宇陀郡を郡内一揆の自治区として容喙せず、有事に於てのみ個別領主をその軍役体系内部に編成した。そして軍役体系の基本単位としての個別領主制の維持のために、一族・同名・被官衆に対する惣領支配の擁護に腐心したのである。

史林 六一卷二号 一九七九年三月

## 序 章

かつて勝俣鎮夫氏が「相良氏法度についての一考察<sup>①</sup>」の中で、戦国期の相良氏権力を規制する三郡（求摩・八代・芦北郡）郡中惣の存在を考証されて以来、戦国大名の権力構造の中に一揆（特に郡中惣）を如何に構造的に位置付けるか、という問題が、極めて重要視されてきたように思われる。この問題の重要さは、勝俣論文に対する服部英雄氏の精緻な批判<sup>②</sup>が出された後も決して変わるものではなかった。そこで本稿では、素材を戦国大名北畠氏と大和宇陀郡内一揆にとり、前者の権力構造の中に後者が如何に構造的に組み込まれたか、という課題に、一つの試案を提示してみようと思う。ただ十四世紀の内乱期に伊勢国司として領国経営に乗り出し、伊勢・大和国境附近の躰蒼たる山間（一志郡多気）で、常に臨戦

体制を取り続けたこの特異な戦国大名の歴史は、天正四（一五七六年）年に於ける三瀬御所北畠具教の非業の死と、それに続く北畠氏の族滅の帷の背後で、容易にその全貌を明かそうとはしない。<sup>③</sup> かつて瀬田勝哉氏が、北畠領国下一志郡小倭の在地徳政を検討された時も、この戦国大名権力は在地徳政衆の上層部に、徳政とは何の関わりも持たず存在するのみで、その実態は一向に明らかにはならなかった。このような研究の現状に対して、本稿ではまず北畠氏の輪郭を鮮明にするため、その関係文書を蒐集・整理し、権力の諸段階を確定した後、その宇陀郡ないし宇陀郡内一揆支配を検討することにする。<sup>⑤</sup>

- ① 『日本社会経済史研究』中世編（一九六七年）所収
- ② 同氏「戦国相良氏の三郡支配」『史学雑誌』第八十六編第九号所収
- ③ 伊勢国司北畠氏の研究は、斎藤拙堂『伊勢国司記略』（天保十二年）や大西源一氏『北畠氏の研究』（一九六二年）の枠を未だに越えてはいないように思われる。
- ④ 同氏「中世末期の在地徳政」『史学雑誌』第七十七編第九号所収
- ⑤ 戦国期の宇陀郡および宇陀郡内一揆、あるいはそれらと北畠氏との関係については次のような文献がある。

秋永政孝氏「中世武士団の系譜―〈沢氏古文書〉を中心に―」（『奈良文化女子大学紀要』四所収）  
 『菟田野町史』歴史・中世（一九六八年）  
 松山宏氏『日本中世都市の研究』第三編第一章「戦国時代の北畠氏」

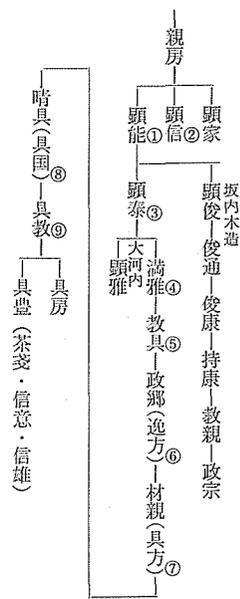
## 第一章 北畠氏発給文書と権力の諸段階

### 第一節 国宣とその形骸化

北畠氏は村上天皇の子具平親王を祖とする村上源氏であり、元来は久我を称したが、雅家（文永五年十一月三日薨去）の代に至って洛北北畠に住居し、北畠と改称した。鎌倉幕府の滅亡から建武政府を経て室町幕府の確立に至る動乱期に、

の支配と大河内」（一九七三年）

村田修三氏「戦国期の宇陀郡の在地構造」『奈良歴史通信』第十一号所収、以下村田論文と称した場合全てこれによる。  
 なお参考のため、北畠氏略系図を次に掲げる。基本的に『尊卑分脈』に依ったもので、数字は伊勢国司ならびに家督の継承順次である。



南朝有数の組織的軍勢力として各地を転戦した北畠一族については多言を要しまい。この北畠氏が伊勢国司に就任したのは、延元三（一三三八）年閏七月、親房の子顕能の代であったと思われる<sup>①</sup>。以後、南北朝合一前後まで顕能・顕信・顕泰と計三代の在職が確認されている<sup>②</sup>。この三代の時期、伊勢国司の意志を下達する文書様式は、伊勢国司袖判御教書であった（付表Ⅰ・伊勢国司袖判御教書表参照）。

[A]

（北畠顕泰  
（花押））

任元弘以来之、勅裁并両御代国宣、恩賞祈所等悉知行不可有相違之由、依北畠右大将家仰、執達如件

元中九年十一月一日 中務大輔兼顕泰

古和一族中

古和文書（度会郡南島町古和浦八柱神社蔵）中の右北畠顕泰袖判御教書は、元弘以来の勅裁と両御代（北畠顕能・顕信）の国宣に任せ、古和「軍忠」一族の恩賞領所を安堵したものである。既に相田二郎氏も指摘されておられるように、国宣の形式に「袖加判奉書」のものがあり、特に陸奥国司北畠氏の国宣はその最も顕著なものであった<sup>③</sup>。伊勢国司袖判御教書がこの系列下の伊勢国国宣であることは明瞭である。

現在、顕能・顕信・顕泰三代の時期には、九通の当該文書を検出し得ているが、内容的には軍役催促・兵糧料所発行・恩賞料所安堵・治安確保等について、地域的には度会・飯高・三重・安西・朝明・一志郡等ほぼ伊勢一國規模で、被官および荘園領主（乃至荘園住民）宛に発給されている。その大部分が軍役奉仕に関わるものであることは、北朝補任守護の伊勢支配が進展する中で、該当時期に於ける伊勢国司の領域支配がほぼ窒息させられ、各地の南朝方国人に対する軍事指揮権により、臨戦体制下の国司権力を維持していた事実が知られる。かかる伊勢国司権力の存在型態は、南北両朝合一後、北畠満雅の家督相続と共に新たな局面を迎える。

応永九（一四〇二）年十月十日、顕泰の薨去と共に四代北畠満雅は家督を継いでいる<sup>④</sup>。彼は応永二十一（一四一四）年と正

長元（一四二八）年、後龜山天皇の皇孫小倉宮聖承を奉じて叛し、正長元年十二月二十一日、安濃郡岩田の合戦に敗死した。<sup>⑤</sup>彼の劇的な生涯は、伊勢国司権力が南朝の解体に伴い室町幕府―守護体制下に組織され、やがて戦国大名に転身する過渡期に位置しており、顕能・顕信・顕泰の時期と比較して明らかに異なる幾つかの変容が存在する。

第一に袖判の無い御教書の出現である。北畠満雅の伊勢国司御教書は、管見の範囲内で七通検出し得ているが、その全てが袖判を有さない。かかる傾向は続く五代教具の執政初期に若干確認される以外は、六代政郷期に文明三（一四七二）年七月二十九日付御教書<sup>⑥</sup>を見出すのみであって、満雅と教具初期の固有の傾向と考えてよい。内容的には、兵糧料所宛行・所領所職安堵・闕所地知行安堵等であり、宛先ないし対象地の範囲は南勢五郡に集約されている。満雅期以降の伊勢国司は、室町幕府―守護体制下で事実上半国（南勢五郡）守護に位置付けられており、宛先ないし対象地の範囲が南勢五郡に集約されたのはその意味で当然のことであった。ただ内容的に領国内の治安確保なる統治権的性格が払拭され、寺領を含めた知行宛行・安堵にその性格が限定されていることは注目し得る。しかもこの知行宛行・安堵の御教書は、以後伊勢国司の家督継承時<sup>⑦</sup>や、あるいは宛先者の家督継承時・住持職相伝時<sup>⑧</sup>に形式的に発給されるものが大部分で、極めて儀礼的で静態的なものとなる。すなわち満雅期以降の伊勢国司御教書は、伊勢国司権力の象徴として未だ至高の文書様式ではあったが、個別具体的な臨機応変性は失われ、もはや領国支配の深化に対応し得ないものとなった。満雅期―教具執政初期に伊勢国司御教書から袖判が消失したのは、その機能の低下を明らかに示している。教具期から袖判が復活しても、機能の低下を回復することは無かったのである。

## 第二節 北畠氏判物の出現

伊勢国司袖判御教書の機能低下に伴い、満雅期から新たに二種の文書が姿を現し、それを補填する。北畠氏判物と北畠氏奉行人（山室）奉書がこれである。後者は次節に譲り前者の検討を行なおう。

[B] 就<sub>二</sub>目田龍頭庵闕所之儀、委細承候、先規至<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>引懸紛<sub>一</sub>者、任<sub>二</sub>前々筋目<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>闕所<sub>一</sub>候、万<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>族有<sub>レ</sub>之者、重而不審可<sub>レ</sub>申候也、

謹言

二月廿六日

(北畠晴具)

(花押)

沢兵部大輔とのへ

⑩

これは目田龍頭庵の闕所成敗権を沢兵部大輔宛に再保証した北畠晴具判物である。伊勢国司袖判御教書の闕所地給与・安堵に比較して、在地に於ける個別具体的な紛争処理の性格が強く、その意味で領国支配の深化による案件の多様化に対応する様式である。内容の幅は極めて広く、棟別銭停止・知行安堵・感状から書状様のものまで存在する。ただ被発給者には偏が見られ、沢氏古文書（宇陀郡国人沢氏）中に夥しい判物が検出される一方、佐藤文書（一志郡国人佐藤氏）・古和文書（度会郡国人古和氏）中には多数の北畠氏奉行人奉書等を含みながら判物は一通も検出されない。北畠被官群に於ける沢氏の位置は、佐藤・古和氏に比較して同盟軍的であり、夥しい判物はあるいはかかる性格から判断されるものであろうか。

ともかく北畠氏判物は、伊勢国司袖判御教書の機能低下を補填し、案件の多様化に対応しながら、その公的性格はやや稀薄であった。

[C] (北畠政郷)

当寺領事、任<sub>二</sub>先御代御判之旨、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停止奉行使<sub>二</sub>之由、依<sub>レ</sub>仰、執達如<sub>レ</sub>件、

文明十六年二月廿三日 民部大輔雅兼奉

福眼寺住持一阿弥陀仏

⑪

[D] (北畠具方)

(花押)

当寺公私寄進地諸役皆免、寺家同<sub>レ</sub>之、并奉行方綺上使等停止、其外条々法度等事、任<sub>二</sub>当御代御判形御事書之旨、御領掌不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>

相違、全寺家可被<sub>レ</sub>抽<sub>レ</sub>御祈禱精誠之由、依<sub>レ</sub>仰、執達如<sub>レ</sub>件、

文明十八年拾月五日 民部少輔勝兼<sub>兼</sub>

福眼寺住持老阿弥陀仏

⑫

[C]・[D]共に今は廃寺となつた「無縁所」<sup>⑬</sup>、飯野郡射和の福眼寺住持一阿弥陀仏宛に発給された伊勢国司袖判御教書である。前者[C]は寺領への奉行使入部停止、後者[D]は当寺公私寄進地諸役皆免等を内容としたもので、それぞれ六代北畠政郷・七代具方(材親)が袖判を加えている。北畠政郷は文明十八(一四八六)年七月出家して無外逸方を称し、翌八月六日家督を具方に譲つたから、<sup>⑭</sup>[D]具方御教書が家督相続に伴う福眼寺寺領安堵の一環をなすことは明瞭である。付表Iにあるように、北畠政郷袖判御教書は以後姿を消し、逸方御教書も残存しない。しかしことを逸方判物に限れば、それは延徳二(二四九〇)年から明応三(一四九四)年、場合によっては右京兆細川政元の内衆赤沢宗益が大和へ乱入した明応末年―永正初年頃まで残存しているのである。<sup>⑮</sup>この期間は、勿論具方袖判御教書・判物も発給されている。以上の事実によって、北畠氏判物が伊勢国司判物とは限らず、袖判御教書に比較して公的性格のやや稀薄な、いわば公的書翰である所以が理解されるであらう。

### 第三節 北畠氏奉行人奉書の成立

北畠満雅期の領国支配の深化と案件の多様化は、北畠氏判物のみならず北畠氏奉行人奉書の成立をも招来した。

[E] 藤七郎事、只今御利益事候間、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御免<sub>レ</sub>候、此由沢許<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>其可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相届<sub>レ</sub>候、無為御返事被<sub>レ</sub>申候者、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御悦喜<sub>レ</sub>由可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候由所<sub>レ</sub>候也、恐<sub>レ</sub>謹言、

七月十三日

(山室民部少輔)

勝兼(花押)

⑯

右北畠奉行人奉書は朴木刑部丞文躬に宛てられたもので、文明末年―明応期のものとして推定される。<sup>⑰</sup>関連文書(次節[G]朴

表(1) 北畠氏「公方」奉行人表

官途名	奉行人名	在職期間
大蔵権少輔	定景	↑一三五・一二一五・二四↓
左衛門少尉	職宣	↑一三五・二一〇↓
中務大丞	兼顯	↑一三五・三・九↓
彈正少弼	兼行	↑一三六・九・一〇七・二・四↓
中務大輔	兼顯	↑一三九・二・一↓
兵部少輔	兼泰	↑一四〇・七・九・一五・九↓
民部大輔	兼兼	↑一四四・三・八・八四・二↓
民部少輔	兼兼	↑一四八・六・一〇・九六・四二↓
民部少輔	親兼	↑一五〇・二・一〇↓
宮内少輔	親兼	↑一五〇・九・二一・一五・六↓
式部少輔	兼兼	↑一五一・七・九・一三・九・二↓
宮内大輔	兼兼	↑一五四〇・一二一七・三・一〇↓
	兼兼	↑一五七・二・四・一七五・六↓

木刑部丞文躬書状)によれば、罪科人藤七郎は主家坂内氏の「御遠行」(遠隔地への軍役か)の「御利益」によって赦免された。この奉行人奉書は恐らくは被害者である沢氏側の遺恨無き様、事情を沢氏に伝えたものである。『道後政所職事』<sup>15)</sup>所載の同様式の文書は、荒木田氏経によって「北畠殿奉書」と注記されており、本稿では北畠氏奉行人奉書と称することにする。内容的には棟別銭停止・知行安堵・感状や寺領安堵・寺領禁制等公的性格の強いものから、進物の謝意等私的書翰に類するものまで多様である。応永年間から北畠族滅直前(天正三(一五七五)年)まで、伊勢国司袖判御教書に比較してかなり多量に検出されている(付表Ⅱ・北畠氏奉行人奉書表参照)。奉書は袖判御教書の奉者と完璧に一致するから、この奉行人奉書は明らかに袖判御教書に準ずるものと言うことが可能であろう。根本被官佐藤・古和氏の現存文書中に判物が一通も含まれず、奉行人奉書が逆に多数含まれていることも、この奉行人奉書が判物に比して、超越的権力的な伊勢国司袖判御教書により近いことを立証している。

奉者は中務大丞兼顯以後、兼の通字を有し、飯高郡山室を本貫とする山室氏と推測される。この山室氏はすくなくとも兵部少輔兼泰以降、代々の伊勢国司の名の一字を譲り受けているなど、伊勢国司側近奉行人として極めて特異な存在であった。たとえば、明応八(一四九九年)八月二日沢兵部大輔宛の北畠材親御判条々は、表に二個の材親花押(袖と日下)を有するが、裏の継目に四個の所謂継目裏花押をも有し、これが山室勝兼の花押と一致するのである。九月廿日付沢兵部大輔宛の北畠具方(材親)判物は、この御判条々に触れて「表裏加判形」と記し、伊勢国司北畠材親の花押と奉行人山室勝兼の花押を何ら区別する所がない。『内宮引付』所載の応永二十一(一四一四)年十月二十三

日付伊勢国司北畠満雅御教書で、奉者兵部少輔兼奉の花押が「公方御判」とされているのは、内宮側（おそらく一禰宜荒木田氏経）の誤謬でも何でもなく、その花押はまさに「公方御判」以外のものではなかったのであろう。満雅期を嚆矢とする奉行人奉書はそれ故に北畠領国内の公権を体现する文書様式であった。なお本稿では、山室氏を後述する他の奉行人層と區別して、「公方」奉行人と称することにする。

#### 第四節 北畠氏奉行人書状

北畠満雅の激動の執政期にその史料の端緒を見る判物と奉行人奉書は、北畠奉行人制の一定の整備を前提としている。

[F] 就目田龍篤庵之儀、度々預貴札候、此自種々致披露候处、前々闕所之段至無別儀者、御同心之由候、御書被遣候間、堅可被仰付候、猶於巨細者、大黒屋令申候由、可得御意候、恐々謹言、

二月廿六日

（鳥屋左京亮  
満栄（花押）

沢兵部大輔殿

人々御中

②

[G] 返々不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>是非、無為御返事可目出候、去年被加御成敗候藤七郎事、如<sub>レ</sub>此被仰出候、就坂内殿様御遠行御利益事候間、此分被仰出候、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>子細、御返事御申可然存候、為御一覽御互書進之候、恐々謹言、

七月十三日

（朴木刑部丞  
文躬）

沢殿

人々御中

②

[F] 鳥屋尾満栄書状は第二節の[B]北畠晴具判物を施行したものであり、同様[G]朴木刑部丞文躬書状は第三節の[E]北畠氏奉行人山室民部少輔勝兼奉書を施行したものである。鳥屋尾左京亮満栄・朴木刑部丞文躬は、大宮・方穂・山崎・佐々木氏等伊勢側領国に於ける北畠一族・国人と共に、北畠氏奉行人集団を構成した。彼等は伊勢国司袖判御教書・北畠氏奉行人

奉書の奉者である「公方」奉行人山室氏とは明瞭に異なり、多氣御所北畠氏と在地を疎通させる役割を果す。すなわち北畠氏の権力意志は彼等在地奉行人層を通じて下達され、在地の訴訟等は彼等を通じて上聞に達するのである。ただ『伊勢国司諸侍役付』（天正十（一五八二）年六月成立）<sup>②</sup>には、公事奉行・軍奉行・寺社奉行・舟奉行・町奉行・地方奉行・郡奉行・勘定奉行・藏奉行の職掌分化が見られ、また鳥屋尾石見守が家老政所、朴木隼人佐が使番・軍奉行とされているが、このような職掌分化あるいは地域分化の過程を史料で跡付けることは今のところ不可能である。

かかる北畠氏奉行人制は、北畠満雅の劇的な敗死にもかかわらず教具以下に引き継がれた。応仁・文明の大乱期、満雅敗死で雌伏した伊勢国司北畠氏は再度不気味な蠕動を繰り返す。『南方紀伝』は、五代教具の後見大河内顕雅の將軍足利義教への帰順を「国中分領相定」と表現するが、国中分領は猶極めて流動的であった。応仁二（一四六八）年七月、北畠教具は世保政康を伊勢上箕田城に撃破、文明十一（一四七九）年十一月三日、六代政郷は畠山義就等と大和侵入を企て、更に同年から翌年にかけて、北勢安濃郡の国人長野政高と衝突、同十八（一四八〇）年には七代具方（材親）が山田三方を破砕、遂に外宮焼亡に及んだ。この間、文明九（一四七七）年五月十八日以前、北畠政郷は伊勢北方守護職を併せ、幕府がこれを一色義春に改補しようとする、決起して義春を撃破、守護職を確保した。この北方守護職は南勢五郡を除く北勢八郡の半国守護職であるが、その北端は員弁・朝明郡に於ける町屋川・朝明川水系の国人一揆、伊勢北方一揆の掌中にあり、鈴鹿・安濃郡には分郡守護級の国人関・長野氏が蟠居、「守護」支配は極めて困難であったが、それでも北畠氏がその領国を雲出川以北へ拡大せんとする橋頭堡にはなっただであろう。文明十一（一四七九）年八月二日、幕府は遂にこれを一色義春に改補したが、叙上の事情と蓄積された北畠氏の軍事的エネルギーが一色の守護支配を有名無実化した。

以上のように、蓄積された軍事的エネルギーを排出し、蠕動運動を繰り返す北畠氏の領国支配は自らの体内にある変容を醸成している。『大乘院寺社雜事記』明応四（一四九五）年十二月十二日条によれば、奉行人高柳刑部少輔方幸・大宮式部少輔勝置・山室民部少輔勝兼等は沢兵部少輔方満等有力国人層を誘い、北畠材親宛に簡条書の訴状を提出している。そ

れには、奉行人朴木刑部丞文躬・稲生兵庫助・佐々木源三左衛門尉秀盛の生涯要求を始め、徳政沙汰・領内検断の批判に至る要求事項が列挙されていた。大宮勝置等は更に明応六（一四九七）年材親の弟侍従師茂を擁し、師茂の舅木造政宗を背景に叛乱軍を組織する。所謂「伊勢国司兄弟合戦」がこれである。この錯乱に於ける材親の勝利は、北畠奉行人制の非人格的な官僚集団化に帰結した可能性がある。またこの直後、偶然の契機により作成された宇陀国人沢氏宛の御判条々<sup>⑧</sup>は、以後具教の子北畠具房期まで継承され、法の確認、新たな法の仰出なる特徴を有する。未成熟な官僚集団と法、そしてそれらを補填し余りある強大な軍事エネルギー、宇陀郡内一揆の上部を覆う伊勢国司北畠氏は、以上のような特質を有して戦国大名に転身する。

① 『南方紀伝』延元三（一三三八）年間七月二日条

② この三代の在職に関しては諸説がある。斎藤拙堂の『伊勢国司記略』は顕能・顕泰の二代で顕信に触れなかったが、その後八代国治氏が顕能・顕信・顕泰説、大西源一氏が顕信・顕能・顕泰説を立てられた。

最近では中野達平氏が「南北朝初期における伊勢国司北畠氏」（『国学院雑誌』昭和四十九年十二月号）で顕信・顕能・顕泰説（但し大西源一氏とは在職年次が異なる）をとり、久保田収氏が「北畠氏の伊勢国司次第」（『皇学館大学紀要』第十二輯）で顕能・顕信・顕泰説をとられた。本稿は付表「伊勢国司袖判御教書表で整理したように、『佐藤文書』中の正平六（一三五二）年十二月二十七日付御教書等の袖判が顕能のものであり、正平二十四（一三六九）年十月三日付御教書等の袖判が顕信のものであること等により久保田収氏説をとった。なお顕信花押は久保田氏も引用しておられる『大物忌神社文書』正平十三（一三五八）年八月三十日付北畠顕信寄進状の花押などで明瞭に確認される。

③ 相田二郎氏『日本の古文書』上四六一～三頁

④ 『南方紀伝』応永九（一四〇二）年十月十日条

⑤ 詳細は松山宏氏『日本中世都市の研究』（一九七三年）第二編第三章「北畠満雅の蜂起と多氣」参照

⑥ 『安養寺文書』（東京大学史料編纂所影写本、以下引用文書は特別注記しない限り同架蔵影写本による）

⑦ 『竹川信太郎氏所蔵文書』文明十八（一四八六）年十月五日付北畠具方（材親）袖判御教書等

⑧ 『沢氏古文書』（内閣文庫所蔵、以下『沢』と略記）第八卷（以下数字は巻数で文書番号を意味しない）、永正十（一五一三）年七月十六日付北畠具方（材親）袖判御教書等

⑨ 『竹川信太郎氏所蔵文書』寛正五（一四六四）年四月晦日付北畠具袖判御教書等

⑩ 『沢』四

⑪ 『竹川信太郎氏所蔵文書』

⑫ 同右

⑬ 弘治二（一五五六）年六月十五日付の福眼寺宛兼奉書（同右文書）

に、「今度於<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>辺<sub>レ</sub>勸進之儀被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、寺家事之外損致<sub>レ</sub>迷惑<sub>レ</sub>之由申候、為<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>縁所之間、為<sub>レ</sub>御寄進以後被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>事、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御免<sub>レ</sub>候」

云々と見えている。勸進とは猿樂勸進のことであり、「倭中衆之外者、不及、遂披露可仕候」(同右文書、七月十四日付親兼奉書)と義務付けられ、「就猿樂勸進、自然雖有喧嘩口論、可為相合事御存知之上者、不可有別儀候由所候也。」(同右文書、天文十二(一五四三)年六月廿六日付教兼奉書)とも言われていた。福眼寺は住持の名(永阿弥陀仏・老阿弥陀仏・祐阿弥陀仏・才阿弥陀仏・智阿弥陀仏)から見て時宗寺院かと思われ、付近(あるいは寺内か)に射和市(同右文書、十二月十二日付國兼奉書)が存在した。

猶、「無縁所」については網野善彦氏『無縁・公界・楽―日本中世の自由と平和―』(一九七八年)参照

⑭ 『大乘院寺社雜事記』文明十八(一四八六)年八月十四日条に「伊勢國司去月十五・六日比入道云々、希有事也、五位之少將歟、今月六日子息伝一家云々」と見える。

⑮ 『沢』一・二に次のような判物がある。

〔包紙上書〕  
〔澤とのへ〕 逸方

自今度細川殿、就筒井進退、雖被申子細候、新介許登瀆頃候(マ)由返答候て不領掌間、則九郎殿同心候、仍十市被申合、為新介生生涯之様、可有計略候、然者來秋過必吐山へ可勤遊候、如本成成行候者、對本人可有何事遺恨候哉、細川殿一段申通候間、筒井事連、可加思案事候、能違慮肝要候也、謹言、  
卯月廿一日

澤兵部大輔とのへ

(花押)

細川政元の内衆、沢蔵軒赤沢宗益の大和乱入の最終段階、永正三(一五〇六)年八月二十四日、『多聞院日記』に

今日自澤蔵軒打廻、號數千騎馳寄了、依之東山際之衆悉以没落了、筒井与力内衆以下數千人討死了、言語道斷之妹也、

(中略)

然聞國衆者、十市・簀尾・越智以下兩脇衆者、悉以多武密楯籠、堅固ニ相踏了、北脇衆者、悉以筒井初而吐山辺落集了、依之北脇國中者、京衆之知行分也、

と見えるが、この事態が先記判物の背景にあることは明らかである。

この判物は包紙上書によれば北畠逸方(政郷)のものであるが、ただその花押は他の逸方花押とまるで違う。これを逸方最晩年(永正五(一五〇八)年十二月四日薨去)の花押とすると、逸方判物は永正初年まで存在したことになる。

⑯ 『沢』八

⑰ 山室民部少輔勝兼の活動時期は、確認される所で、文明十八(一四八六)―明応五(一四九六)年の中にある。

⑱ 『道後政所職事』については、拙稿「伊勢神三郡政所と検断」(上)

『日本史研究』一八(二)、一、注(12)参照

⑲ 『大乘院寺社雜事記』明応四(一四九五)年十二月十二日条に「山室民部少輔勝兼」と見え、また彈正少弼兼行以下、一人の例外も無く兼を通字とする所から、山室同族と判断した。

⑳ 兵部少輔兼泰は三代頭泰の、民部大輔兼兼は五代教具の後見大河内頭雅の、民部少輔勝兼は六代政勝(政郷・逸方)の、中務少輔親兼は七代材親(具方)の、宮内少輔方兼は同様に七代具方(材親)の、式部少輔國兼は八代具國(晴具)の、宮内大輔教兼は九代教具の、房兼は十代具房の、それぞれ一字を譲り受けている。

㉑ 『沢』十二

㉒ 『沢』三

㉓ 『沢』九

㉔ 『沢』八

㉕ 『伊勢國司諸侍役付』は、天正十(一五八二)年六月五日大嶋内藏

頭が記録したものであり、本稿では内閣文庫所蔵天明四（一七八四）年十月佐波幹貞書写本によった。

②⑥ 『応仁別記』 応仁二（一四六八）年七月二十八日条等

②⑦ 『大乗院寺社雜事記』 文明十一（一四七九）年十一月三日条等

②⑧ 同右、文明十一（一四七九）年十一月二十日条、翌十二（一四八〇）年四月十五日条

②⑨ 『内宮子良館記』（新校『群書類従』第一巻神祇部）等

③⑩ 『大乗院寺社雜事記』 文明九（一四七七）年五月十八日条

③⑪ 注⑩拙稿（下）（『日本史研究』一八三）、三、注（6）参照

③⑫ 『大乗院寺社雜事記』 文明十一（一四七九）年八月二日条

なお『実隆公記』によれば、北畠材親は永正五（一五〇八）年九月に伊勢守護職を安堵されている（同八日条）。

## 第二章 戦国北畠氏の宇陀郡支配

### 第一節 「扶持」の世界

明徳三（一三九二）年閏十月二日、後亀山天皇が嵯峨大覚寺に入御し南北朝合一はなった。同三日、『南方紀伝』は「南帝新院出家」を伝えた後、「伊勢国司北畠顯泰所領等如旧安堵」として次のように述べている。

大和宇陀郡・伊賀名張郡・伊勢教郡・志摩英虞郡也、元中九年十一月国司顯泰命（中務兼顯）諸郡士卒給案報領地、如（元弘）以来ノ勅宣并兩御代勅宣、可（領知）云云

すなわち、伊賀名張郡・伊勢教郡（一志・飯高および神三郡）・志摩英虞郡と共に大和宇陀郡の領有が伊勢国司に安堵された、と。元中九（一三九二）年十一月の北畠顯泰安堵状は『古和文書』に実例があり、<sup>①</sup>『南方紀伝』の信憑性を無下に否定できないことを物語る。しかしこの時、北畠氏の宇陀郡領有が承認されたと確定することは難しい。応永十（一四〇三）

③⑬ 明応八（一四九九）年八月二日付北畠材親御判条々（『沢』十二）、

これには「右判形条之罪、高田參河守被預置候處、（明徳）丁年大和国一乱之時、紛失之由被申問、如最前筋目領掌上者、下知不可有相違候也」と見え、この御判条々が紛失状として作成されたものであることを述べている。明応六（丁巳）年の大和国一乱とは同年十月十一月、畠山高順に応じた筒井順盛等と古市澄胤・越智家榮等との戦乱を指すのであろう。

そしてこの明応八（一四九九）年材親御判条々は、永正十五（一五一八）年正月二十三日晴具御判条々（『沢』十二）・弘治二（一五五六）年五月八日具教御判条々（『沢』十二）・永祿十二（一五六九）年十一月十五日具房御判条々（『沢』六）に継承、発展させられる。

年九月、多武峰衆徒が「偏彼一郡可収公故」に宇陀郡を襲撃した際、戦闘によりこれを防衛したのは興福寺衆徒国民であつたし、同十一年十月、国人秋山教実による郡内寺社本所領押妨に対して、「御房人衆徒国民等悉被召上之、不可合<sub>レ</sub>力秋山之旨、蔽密可有<sub>レ</sub>御下知<sub>レ</sub>候」と処置したのは興福寺別当大乘院孝円であつた。<sup>③</sup>更に同十二年八月三十日、将軍義満より大乘院に、御祈禱料所として宇陀郡の管領が委ねられている。これら一連の事態は、『南方紀伝』の当該記事に明らかに違背している。ただ応永二十（一四一三）年八月、当郡の国人沢氏に始めて北畠満雅御教書（ただし勢州分領に関する）が発給され、その後、満雅の叛乱軍中に宇陀郡土一揆を背景とした沢・秋山等の名が散見するなど、北畠氏による当郡国人支配の顕著な徴候が認められる。おそらく顕泰→満雅期に宇陀郡国人支配の質的变化があり、教具→知郷期以降、国人支配から郡支配に移行しつつ、実質上、当郡の分郡守護としてその姿を現わすものと考えられる。

ところで以上のような経過で北畠支配下に落ちた宇陀郡は、その領国全体の中で如何なる特質を持っていたであろうか。沢氏分領の存在型態からこの点を検討してみよう。

沢氏は伊勢・大和に跨がって所領を保持した。特に北畠氏が沢氏に宛行つた勢州側分領は、飯高郡神戸六郷・一志郡八知九名・同郡小阿射賀・飯野郡黒部・多気郡御糸・飯野郡井口などであるが、神戸は神宮領神戸、小阿射賀・黒部は神宮領御厨であり、御糸・井口は神宮の網・麻生産工房たる麻統・服機殿の所在地である。応永廿二（一四一五）年三月廿八日付の沢伊与守宛北畠満雅判物に、「神戸六郷内司職并検断之事、如法可令<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>候」とあるように、これら分領に対する沢氏の関わり方は、荘官職ならびにその帰属権限としての検断権保持者としてであつた。たとえば文明十五（一四八三）年十一月十八日、沢新介宛の北畠政勝（政郷）判物は、「御糸中事、雖<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>権門領中并御扶持人、於<sub>レ</sub>盜賊人<sub>レ</sub>者擲<sub>レ</sub>取其方、糺<sub>レ</sub>明其科、屋内雜物等可有<sub>レ</sub>成敗<sub>レ</sub>候也」と述べ、更に明応八（一四九九）年八月二日、沢兵部大輔方満宛の北畠材親御判条々では、分領西黒部・飯高神戸六郷・御糸の「闕所検断」を再保証している。「闕所検断」は闕所地成敗権をも包含したようで、天文八（一五三九）年十一月廿二日付北畠天祐（晴具）判物は沢兵部大輔親満宛に「闕所知行」の安

堵を行なっている。しかし一つ重要なのは、この検断権が単に委任権限に過ぎず、本貫での既得権とは本質的に大きな懸隔が存在するのではないか、という点である。そこで逆に大和側所領の性格を考えてみよう。

宇陀郡全般に関しては、北畠天祐（晴具）が沢兵部大輔宛に「於郡内如何様之儀雖有出来、被違上聞可被成其働候」なる判物を発給しており、逆<sup>⑩</sup>に上申が徹底しない、宇陀郡内部の特殊な位置を看取することができる。また「沢氏古文書」の北畠関係文書中に、勢州側分領の個々の所領名が頻出するのに比較して、大和側分領の個々の所領名は殆ど現れない。例えば、沢氏の家督継承時に、

(H) (北畠具方  
花押)

伊勢大和分領、先代任判形之旨、領掌上者、不可有相違之状、執達如件、

永正拾年七月十六日 宮内少輔方兼

沢源五郎とのへ <sup>⑫</sup>

のような伊勢国司袖判御教書が発給されても、北畠氏は実際には「大和分領」の内実を把握していなかったのではないかと疑われる程である。『三箇院家抄』応永十二（一四〇五）年九月に既に沢分として見える沢五ヶ村・山糟庄・東河原三ヶ所・檜牧領家方・同地頭方・佐久良庄・寺戸村庄・小曲村庄・守庄・畠殿庄・比布庄・西山庄・北阿曾谷・福智庄・鳥子庄内三名一同・伊賀庄・岩清水庄半分、以上宇陀郡十六ヶ所の中に於てすら、『沢氏古文書』北畠関係文書で安堵されているのは、明応八（一四九九）年八月二日付北畠材親御判条々に見える「本領福智庄」位である。

そこで勢州分領に於ける新規扶持契約破棄をめぐる北畠法度から、大和所領の特殊性の具象化を試みたい。

(I) (飯高郡)  
「神戸六郷内御扶持人并御権門勢家扶持衆之事、先年以朴木刑部丞被放之訖、其已後扶持人重而被放之者也、仍如前々」

可申付一事、

(志那)  
「八知九名之内、東川八郎兵衛被放御扶持、并寺庵・又百性等御扶持仁不可召置之」御権門勢家同前事、

〔多氣郡〕〔飯野郡〕  
 一御糸・井口人夫之事、如前々、可被申付、并善大夫同前事、

〔志都〕  
 一阿射賀三分老之内、御扶持人被放遺之、如前々、可被申付二事、

〔飯野郡〕  
 一黒部之事、上下存知之間、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>沙汰、同前事、

右面々分領勢州之内、寺庵・神人・被官・百姓以下自今已後御扶持仁不<sub>レ</sub>可被召置之、御権家勢家同前、若有背此旨之輩者、面々可<sub>レ</sub>為成敗二者也、仍一書如件、

永正八年辛未拾月廿三日

〔北畠具方〕  
 〔花押〕

沢源四郎とのへ

⑬

この北畠具方（材親）条々で注目すべきなのは、勢州側分領内に於ける寺庵・神人・被官・百姓以下の扶持「被官化を禁遏していることである。特に第一条は、長享元（一四八七）年九月十七日付の沢兵部大輔宛具方判物と対応するもので、それには「於<sub>二</sub>神戸六郷内<sub>一</sub>、権家扶持人限<sub>二</sub>廿一年<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>破之由、先代以<sub>二</sub>上使<sub>一</sub>被<sub>二</sub>打簡<sub>一</sub>上者、至于<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>」と見え、北畠政郷（逸方）期に上使（朴木刑部丞文躬か）を以て、二十一年を限り神戸六郷内権家扶持契約を棄破した事実を伝えている。他史料によって新規扶持の禁遏が確認されるから、この二十一年は長享元（一四八七）年段階から、遡って二十一年以内の契約破棄を意味するものであろう。第二条の八知九名の場合、第四条の小阿射賀三分一の場合も同様に扶持契約破棄が謳われているが、ともかく重要なのは勢州側分領に限って、寺庵・神人・被官・百姓以下の被官化が否定されていることである。⑭この原則が大和側分領に適用された事例は全く無い。かかる原則が北畠氏による伊勢側領国全域での被官化現象のチェックを意味するとも、飯高神戸・小阿射賀・黒部等の地域的特殊性によると思われぬ。ただ沢氏にとって、勢州側分領が委任権限たる検断権の保有者として警察的機能行使し得るのみでその支配が下地支配に深化し得ていないことは確かである。⑮

しかもこの新規の扶持契約破棄、被官化のチェックは、ある場合徳政と重層的に遂行された。

〔J〕 西黒部御百性等放券・質地事、任御法度旨、可被執返、由御下知上者、雖為權門方、又御判下嚴重可被申付、由被仰出候、

委曲尚兩使可被申候、恐々謹言、

明応三年<sup>午甲</sup>

九月六日

(朴木判部丞)

文躬(花押)

沢殿人々御中

⑩

右の北畠奉行人朴木判部丞文躬書状中、「御下知」は同日付の北畠材親判物を指す。明応八(一四九九)年八月二日付材親御判条々の第七条に「号借物、雖有申子細、先御代以成敗、就徳政行、不<sub>レ</sub>及沙汰」と見え、「先御代」北畠政郷期に、地域的な施行範囲は不明であるが、徳政(文躬書状に於ける「御法度」)が公布されている。すなわち文躬書状は沢氏分領飯野郡西黒部の「御百性等放券・質地」を執返すべく沢氏に命じたものである。北畠氏はすくなくとも沢氏分領に於て、「放券・質地」による「御百姓」等の分解没落を規制し、同時に「寺庵・神人・被官・百姓以下」の新規扶持契約を破棄した。これは戦国大名権力へ転身を遂げつつある伊勢国司北畠氏が、委任権限(檢断権)を基礎とする沢氏支配の対極に、「公儀の百姓」<sup>⑪</sup>を指定したことを意味すると思われる。

それに引き換え、大和側分領は沢氏にとって「扶持」の世界そのものであった。彼らはそこで寺庵・神人・被官・百姓等を自由に被官化し、自己の軍事力の増強をはかることができたのである。それでは戦国期宇陀郡の在地状況に目を向けよう。

## 第二節 郡掟と領中法度

興福寺大乘院に祈禱料所として宇陀郡の管領が委ねられた応永十二(一四〇五)年前後頃、「宇多国人郷民等」が郡内一揆を構成していたことは、『三箇院家抄』所収の年号不詳六月廿五日付「宇多郡庄々郷々注文」<sup>⑫</sup>によって知られる。大乘

院の管領はあくろる応永十三（一四〇六）年、『宇多郡奉行引付』に「当郡事、諸庄々大部沢・秋山兩人令押領、去年御所務之躰有名無実之間、三月御上洛次被辭退申了」とある如く、沢・秋山の押領によって破れた、秋山は宇陀国人・郷民等郡内一揆の中心メンバーであったと思われるから、正長元（一四二八）年二月、滿雅叛乱の最中に、沢・秋山と共に幕府軍に抗った宇陀土一揆は、実はこの郡内一揆そのものであったと考えられる。

そして戦国期、宇陀郡内一揆は新たな装で史料上に現われる。

[K]

〔包紙上書〕  
「沢野」御宿所  
小川

秋山  
国堅

一 郡内一揆於申事実者、我人不寄披官申談可令成敗事、

一 喧嘩刃傷之事、不及勢立、条理可申談事、

一 若於殺害者、如法放狀にて可有御糺事、

一 我人不寄披官、聊尔之働仕、走入候共不可有許容事、

一方實不可有取合事、

享祿五年壬辰六月廿九日

辰巳  
実親（花押）

井足  
実栄（花押）

国堅（花押）

[L]

〔包紙上書〕

芳野

沢殿 御宿所

春竹丸

先年、於宮本、兩四人当郡掟之事、一紙以申契約候処、只今秋山方違篇候、雖然於兩三人、最前紙面聊不可有相違候、将又諸公事篇紛等之事、如筋目弥可申談候、恐、謹言、

芳野

天文六年丁酉  
五月十八日

春竹丸

南出雲守

重綱 (花押)

山尾四郎左衛門尉

重長 (花押)

西田十郎右衛門尉

久延 (花押)

萩野有頭

久光 (花押)

〔親遊〕  
沢殿

御宿所

②

〔K〕・〔L〕両通の文書によって、享禄五(一五三二)年、「宮本」に於て沢・芳野・小川・秋山四氏が「郡掟」〔K〕条々を定立した事、天文六(一五三七)年、秋山方がこれに違篇したことがわかる。なおこの郡掟が定立された「宮本」は、現菟田野町古市場の式内宇太水分神社神前を指すものと思われる。宇太水分神社は宇陀郡内に三所、当古市場と上芳野と下井足に鎮座するが、郡内に於ける交通・流通の結節点としての古市場の地理的条件、および古市場に「宮ノ本」の小字名が現存することから、郡内一揆の神誓が行なわれた「宮本」は、国宝三社造の社殿(鎌倉末期建立)を有する古市場の水分神社とするのが妥当であろう。②

さて辰巳実親・井足実栄は秋山国堅の、南重綱・山尾重長等四名は芳野春竹丸のそれぞれ同名衆であったと思われる。③ 宇陀郡内一揆が甲賀郡中惣のような同名中惣との重層的関係にやや近い構造を持っていたことがわかる。④ 宇陀郡内一揆の構造を分析された村田修三氏は、惣領と、「擬制的に同族集団に包摂され、それ故に惣領の家父長制的支配を受けるが、他面惣領と盟約的な対等の関係も残している身分」同名と、「まだ同族集団に包摂されていず、盟約的な関係の強い身分」与力により構成される四氏の「方」集団が、宇陀郡内一揆の単位とされた。これは私も承認したいと思う。すなわち、宇陀郡掟は四氏「方」集団の相互の利害調整と、協同して被官下人の逃亡に対処するため、神誓により定立された領主間協

約であった。第一・第二・第三・第五条は明らかに利害調整のために、第四条は被官下人層の逃亡（走入）と対決するために結ばれた協定であり、内容的には応仁以降の典型的な国人一揆掟と言えらるであろう。特に第四条は戦国期の農民緊縛法として戦国大名法に継承される所謂人返法に属するものである。また第五条「方質不可有取合事」の「方質」は、勝俣鎮夫氏によって、「方質の方とは、かかる組織体（郡中惣内部の一組織、たとえば同名惣を指す―西山）をさすものであると推定し、方質とは、債権者による債務者の所属するこの方なる組織体のメンバー、又はメンバーの所有財産の質取行為」と規定されており、国質・郷質などと共に中世を覆う自力救済理念の一現象型態として興味深い内容を持っているのである。すなわち、当該郡掟は対内的には「方質取合」を否定することで自力救済理念の暴発を抑制し、農民緊縛法による農民支配の協同をはかりつつ、自律的な一種の平和団体を創出しようとしたものである。

ところで、『沢氏古文書』中には、この郡掟が有効であった享禄五（一五三二）年～天文六（一五三七）年の期間内にもう一通の「法度」が存在する。

[M] (編纂書)  
「御領中法度書」

定 法度

- 一同名被官中給恩之田畠・山林等、私仁不可賣買、并質地之流可為停止、自然買主雖有之、無主之判形者可為損事、
- 一 寺庵之領・堂宮田、為時之住持、雖有賣買事、無且那之判形者、可為損事、
- 一 在々所々名田之事、隱地頭、号私領、雖令賣買、同買主可為損事、
- 一 博奕質地、同流取面々可為損事、
- 一 給分之地、無地頭領主之判形、他家不可沽却、同此方面々從他家雖買取、不可許容、但無力之輩於内輪至令賣買者、非制之限一欵、

右膏此条々、無地頭・且那之判形、於令賣買輩者、可処罪科者也、

天文三年  
年甲

②

〔N〕 御領中御法度之儀、条々蒙<sub>レ</sub>仰候、尤之御儀候、委細存知申候、猶中西方可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候条、不能<sub>レ</sub>巨細<sub>レ</sub>候、恐々謹言、

三月六日

(秋山)  
国堅(花押)

沢殿

御返報

⑤

〔M〕領中法度はその条項に戦国大名法に類似のものを含むが、「同名被官中給恩」などが問題となっている所を見れば、  
〔N〕秋山国堅書状によれば、この領中法度は沢親満から秋山国堅に回覧されたものであつて、沢氏の「領中」を規制するために制定された国人領主法であることが確認できるのである。

内容は次の通りである。第一条は、同名被官中で給恩の田畠・山林を私的に売買すること、および質流による事実上の  
売買行為の無効、すなわち主の判形が無ければ買主の損であること。第二条は、その時の住持が寺庵領等を旦那の判形無く  
く売買することの無効。第三条は、在々所々の名田を地頭領主に隠れ、私領と偽称して行なう売買行為の無効。第四条は、  
博奕による質地・流取の無効。第五条は、給分地を地頭領主の判形無く、他家へ沽却、また買得する行為の無効。但し  
「無力之輩」が内輪で行なう売買行為は例外的に承認する。

以上のように、領中法度は地頭領主・寺庵の旦那を頂点とする土地所有秩序・知行秩序の確立を狙ったものである。そしてこの地頭領主・寺庵の旦那は、具体的には法制定者沢親満の同名衆を指すと思われる。その意味で、この法は沢惣領のみならず同名衆の利害をも反映したものであり、沢「方」領中法度と呼ぶことが可能であろう。さらに重要なのは、このような性格を持つ領中法度が、天文三(一五三四)年という時点、すなわち宇陀郡掟が四者の神誓によって有効であった時期に定立され、そして秋山氏に回覧された事実である。この法は沢「方」領中の自己完結的な法規であったばかりでなく、一揆構成員に回覧され、「尤之御儀」と理解されることによって、郡掟の一環に組み入れられる可能性があったのである。

享禄・天文初年、北畠領有下の大和国宇陀郡に存在した郡内一揆は、個々の「方」集団をその構成単位とした。この重

層構造は、それぞれが郡掟を領中法度を有することで、在地法的にも重層構造を持っていた。そして後者の法は衆中の承認を得て、前者郡掟に昇華される可能性を常に有していたのである。

それでは郡内一揆の構成単位で、領中法度なる制定法を有する「方」集団個々の内部構造は如何なるものであったろうか。次節でその検討を行なわねばならない。

### 第三節 土豪と惣村―『樽引付』から―

大永七（一五二七）年九月廿二日付の『樽引付』<sup>⑤</sup>は意外に興味深い内容を持っている。これは九月二十一日の宇太水分神社祭礼に於て、沢の「若子様」が神事の頭役を勤めた際、諸方から寄せられた樽の引付であり、その献納者を整理すると表②のようになる。この内、某方とある者は基本的に沢方と同質の武士団であるが、榎尾が沢被官であるように、<sup>⑥</sup>沢氏との保護従属関係の中にある。某殿とある者は池・大貝・安井が沢同名たる確証があり、<sup>⑦</sup>芳野は言わば与力に進ずると思われる。某とある者は東川八郎兵衛が一志郡八知九名に於ける扶持人であり、<sup>⑧</sup>榎尾が前述のように沢被官であったことも明らかである。このように見れば、酒樽献納者が実は沢氏の同名・被官およびその外辺に位置する者達であることがわかる。本稿では彼らを広義の沢「方」構成メンバーと呼んでおく。

宇陀郡内一揆内部での個別領主沢氏の領主制を考える場合、沢惣領と広義の沢「方」の関係を究明することは必要なことであろう。ここでは『樽引付』の献納者グループから某殿のグループ、百姓衆のグループと沢氏との関係を検討してみたい。

〔〇〕 御方御被官并御家来与此方者、喧嘩或盜賊等之紛出来之時者、両共不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>勢立<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>筋目<sub>一</sub>毎事可<sub>レ</sub>申談<sub>一</sub>候、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>其御心得<sub>一</sub>候、  
恐<sub>レ</sub>、謹言、

十二月廿六日

松原九郎左衛門

為秀（花押）

杉喜左衛門

実清（花押）

表(2) 樽 献 納 者 表

その他	被官・百姓衆	寺 庵 坊	某	某	殿	某 方
上番・ひのまき御上番	福泉・室生百路・ならの銀細工跡六・御藤向番・けい藏主・平井寺琳藏殿・比布・内收八滝・小輪田・近習中・多田殿御	大藏西坊・与喜寺	権尾引一郎・宮家助太郎・ヒノマキ台宗左衛門・市場九郎左衛門・せ井八郎兵衛・東川八郎兵衛・神戸与太郎	二郎殿・鴉家殿	槍牧殿・和泉守殿・池新左衛門殿・同新六殿・大貝殿・守道殿・西殿・大井殿・福田殿・丹生谷殿・澗谷殿・守道辰巳殿・新殿・向殿・戒場殿・山辺殿・大殿兵庫助殿・木村左近殿・赤墳殿・高塚殿・芳野殿・安井殿・同中務丞殿・大可い弥	五寺山伏方・宇野方・ムロ方・小野方・中岡方・若狭守方・権尾方・宇佐美方・中野方・中西方・福西寺山伏方・辻真伝方・宮家修理方・福西方・木村善三方・谷内方・多方
	粟谷殿披官衆・四郷長衆・赤墳百姓衆・佐久良・谷外祿衆					

ところでこの契約状は享禄五(一五三二)年の「K」宇陀郡掟第二条と同内容を持っている。すなわち、差出者集団と宛先集団との間で、被官・家来による喧嘩・盗賊行為の紛争が生じた場合、「勢立」＝軍事行動を回避し、「筋目」による談合でこ

とを解決しようという申し合わせなのである。もしかかる盟約が、実際沢・秋山両国人領主の同名衆間で成立しており、同時に当盟約作成が享禄五年以後であったとすれば、この連署盟約状は郡内一揆の下部構成メンバーの利害調整を郡掟に做って処理しようとしたものと規定できるだろう。逆にこの盟約状作成が享禄五年以前であったとするなら、有勢な国

宛先集団の内、中西は『樽引付』の某方グループに中西方と見え、他は西・大貝・高塚・槍牧共に某殿グループに含まれ、五人全員が沢氏の「方」構成メンバーであった。逆に松原為秀以下五名の差出者グループは『樽引付』の酒樽献納者中に誰一人その名字を見出すことができない。村田修三氏が既に指摘しておられるように、諸木野はある時期秋山の軍団に編成されていたことがあり、松原以下五名全員が秋山の縁故であった可能性がある。

西左兵衛入道殿  
大見式部少輔殿  
高塚殿  
槍牧与五郎殿  
中西平次郎殿 御宿所

諸木野孫三郎  
為宣(花押)  
猪麿四郎  
実道(花押)  
飯岡左近大夫  
実次(花押)

人領主の与力・同名衆間の個別的盟約から郡掟への発展の図式を想定することが可能であろう。

そしていずれにしても、当盟約の背後に二派の土豪集団の名家（沢そしておそらくは秋山）の政治的意志を看取することは容易である。沢派に宛てられた該連署状が沢の保管に帰したように、沢派から他派に宛てられたもう一通の連署状が他派の名家（秋山か）の保管に帰したに違いない。その意味では、沢等宇陀国人が形成した封建的紐帯の枠は、以外に固定化され、同名衆等がその抱え込まれた枠を越えて一揆的盟約を結ぶことを拒否していた。盟約当事者の一方が『樽引付』の酒樽献納者「広義の沢「方」に完璧に含まれ、他方が逆に例外無く非献納者である事実は、右の事態を鮮やかに示しているように思われる。

次に献納者中の百姓衆グループと沢氏との関係を見よう。

[P] 返々、さ(沢)わ殿さまよりをうせ出され候御事御座候間、ぬす人の人数其方より御せ(成)いは候て可(成)有候、其儀なく候ハ、明日(手配)

うたの市にて其方的人数へかゝり可(成)申候、

折かみい細はい見申候、仍(爲)わしか殿よりか(成)い申候よし承候、かくこ(覚)にをよはす候、たふい山の儀、さくらの山にて候間、其方の人

数ぬす人にて御座候を、わしか殿へとつけ候(一)へと承候、いつかうかくこ(向)にをよはす候、子細を此物懸ニ可(成)申候、恐々謹言、

十二月八日

サクラ

地下より

谷シリ

井ナト

惣庄へ

コマカリ

まゐる

①

この折紙は、村田修三氏によって郷質ないし所質を表わす、とされた極めて魅力的な内容を持っている。佐久良（サクラ）・谷尻（谷シリ）・たふい山・鴛家（わしか）の地理的な関係は、この相論時に作成されたと思われる絵図（図②）を参照されたい。差出側のサクラ地下は『樽引付』の酒樽献納者中の「佐久良」に相当する。春日社領佐久良庄は既に応永十



二（一四〇五）年、大乘院に宇陀郡の管領が委ねられた際、沢五ヶ村等々と共に沢方とされており、その地下に惣組織が広義の沢「方」に包摂されていたとして不思議はない。

ところで当絵図の「たふい山」の箇所には、「これより山手三斗、わしかへ出ス」と注記があり、折紙中の鶯家殿（酒樽献納者の某殿グループに属す）が「たふい山」の上分取得者であったことがわかる。谷尻惣庄は鶯家殿からこの「たふい山」を買得したと称しており、佐久良地下は稲戸・駒埴の惣を誘って、入山した谷尻惣庄側の者を盗人とぎめつけている。更に佐久良地下は沢殿様の「仰出」によって、谷尻惣庄側が自らの手で盗人を成敗することを要求しており、それが果されなければ、明日十二月九日、宇陀市（現菟田野町古市場）に於て谷尻惣庄側の者に攻撃をしかけると威嚇するのである。敵方に属する不特定多数者への無差別報復は、確かに「債権・債務関係において、債務者が債権者の負債返還要求に応じなかった際、債権者がその損害賠償を求めて」、「債務者の同郷の者又は同郷の者の動産を私的に差押える行為」そのものである。④ 国質・郷質・所質などの質取行為の禁止は、室町期以降の市場法の中に普遍的に見出されるもので、たとえば北畠領国内では、伊勢飯高郡射和の福眼寺宛応仁三（一四六九）年正月付の北畠教具禁制に於て、寺内市での国質・郷質・殺生等が禁止されている。かかる事実、場所・時日が特定される市場が、報復攻撃に恰好の舞台となったことを示しており、佐久良・谷尻相論の事例は抽象された法文からの演繹でなく、戦国社会の底辺で展開した質取行為の生の姿を甦らせる魅力に満ちている。

ところで、問題の折紙から村田氏は次のような結論を導き出された。

当面口入衆に相当する機能行使しようとしているのは二クラス上の国人沢氏である。佐久良地下からみると、「殿様」「仰出され」と表現せざるをえない上位の権力者であるが、佐久良はその「仰出」に服するか拒絶するか選択の自由を保持している。（中略）

沢氏は本領以外の地域では、郷質を取り合う関係にある惣村間の争論に対して、支配者として裁く権限を有していない。また郡内一揆もその地域支配権を「方」集団の範囲までしか及ぼしていないことがわかる。国人層の方質の世界には郡内一揆の支配秩序が形成

されていたが、惣村の百姓の郷質の世界には別の政治秩序が存在したのである。

「国人層の方質の世界」と「惣村の百姓の郷質の世界」の重層という魅力的な見解であるが、実はなお疑問の余地がある。それは村田氏が、追而書の「さ<sup>(沢)</sup>わ殿さまよりをうせ出され候御事御座候間」を「御事御座候とも」と読まれ、そのために佐久良地下が沢の勧告の如何に関わらず無差別報復を執行する、と解釈された点にある。しかし事實はそうではない。この箇所は「御事御座候間」と読め、「ぬす人の人数其方より御せいはい候て可<sup>(成)</sup>有候」の部分、あるいは「其饒なく候へ、明日うたの市にて其方的人数へかゝり可<sup>(宇陀)</sup>申候」の部分さえもが沢氏の「仰出」である可能性があるのである。佐久良惣をその広義の「方」に包摂する国人沢がかかる報復行為は郷質を「仰出」し、あるいは少なくとも是認していたとして不思議はあるまい。沢は自己と保護従属関係外の谷尻惣庄に対して、仲介案の受諾（すなわち身内の成敗）か、「郷質」か、そのいずれかの選択を迫ったのである。そうであるとすれば、「国人層の方質の世界」と「惣村の百姓の郷質の世界」とは、政治秩序の異なる全く併行の関係にあつたのではなく、後者は国人領主の領域支配に裨付けられる一面を明らかに持ち合わせている。国人層は相互の利害調整のために方質取合の禁止を盟約しつつ、同時に郷質を放任し、惣村が無差別報復の保証、ないし防衛の保証を得るため、国人層の広義の「方」内部に積極的に編成されようとする運動を期待したのではなかつたろうか。

戦国期の宇陀郡の在地構造、そして在地法秩序とは以上のようなものであった。すなわち名字を持つ侍分の土豪も惣村も、それぞれに連合の契機を持ちはするが、そこには上部権力への被官化の契機がより強く存在している。縦の紐帯は横の連合に明らかに優越していた。

- ① 元中九(一三九二)年十一月一日付北畠顯泰袖御教書
- ② 『寺門事条々聞書』応永十(一四〇三)年九月廿一日条
- ③ 『寺院細々引付』応永十一(一四〇四)年十月十七日条
- ④ 『宇陀郡奉行引付』
- ⑤ 『沢』八、応永二〇(一四一三)年八月廿二日付北畠滿雅御教書
- ⑥ 『滿濟准后日記』正長元(一四二八)年正月廿六日条・同二月六日条等
- ⑦ たとえば『勢州軍記』に「和州宇陀兩家者、沢家其一也、秋山家其

二人也、同三家者芳野家其三人也、此宇陀三家者、昔吉野帝之侍、北畠家之与力也、今為「國司之寄下」、各於勢州亦有与力被官、司「國司之先陣也」とあるのも参考に資するであらう。宇陀郡國人支配の質的变化とは、「与力」↓「森下」なる変貌を想定している。

⑧ 『沢』一・二二

⑨ 『沢』八、北畠政勝は「内宮引付」（神宮文庫所蔵一一一八二号本による）所収の文明十三（一四八二）年六月廿三日付内・外宮一禰宜宛判物から『浄眼寺文書』文明十八（一四八六）年二月十日付寺領寄進状まで、多数の判物類を残している。前者の判物は北畠氏奉行入佐々木源三左衛門尉秀盛・稻生小三郎光遠により施行され、また後者寄進状では北畠具方（材親）と連署しており、政勝が北畠家督・伊勢國司であるかのように見える。当時、文明三（一四七一）年三月二十三日に政勝が家督を継ぎ、同十八（一四八六）年八月六日出家、無外逸方を名乗り同時に家督を具方に譲っている。また逸方は後世浄眼寺殿と呼ばれてもいるので、本稿では政勝を政郷（逸方）と同一人物と判断した。ただ政郷の妾腹の子に政勝なる人物がいるが、右の事実等により彼をとることはしなかった。なお、政勝・政郷・逸方の花押は相違し、文明十五（一四八三）年十一月十八日沢新介宛判物は、『浄眼寺文書』寄進状の花押と一致するので、北畠政勝判物と称しておいた。

⑩ 『沢』四

⑪ 『沢』四

⑫ 『沢』八

⑬ 『沢』三

⑭ 『沢』三

⑮ 『沢』三、明応七（一四九八）年十月九日付の北畠具方判物は「神戸神人衆之事、為「新御扶持人不可召置候」と述べている。

⑯ 更に永正十六（一五一九）年七月六日付の沢伊与守宛北畠具國（晴

具）判物では、「於勢州分領、放扶持人候上者、同名・被官・家来共同ら之（『沢』八）と見え、勢州側分領に於ける扶持契約破棄の原則は、惣領のみならず同名・被官・家来にも及んでいる。

⑰ 飯高神戸・御糸・井口・小阿射賀・黒部は伊勢神宮領としても重要な地点であること。また小阿射賀には浄眼寺殿北畠政郷の菩提寺浄眼寺があり、八知は北畠氏の本城多気と至近距離にある。

⑱ 『福島家文書』（京都大学国史研究室蔵影写本）の元化四（一五七三）年九月廿二日付の北畠物宛北畠奉行入山室教兼・房兼連署奉書に「福島一跡之儀、面々子鍋二郎五二円被成御扶持候、然ニ寺庵・被官・百姓・家来等迄可為如前々候、并御扶持仁被召置候段不可有之」と見え、寺庵・被官・百姓・家来等の扶持が禁止されている。北畠物は神宮御師であり、福島跡所領は度会郡内に存在すると思われるが、その所領の性格が明確でなく、一応判断を保留しておきたい。ただこれも本質地に於ける扶持禁遏でないことは確かである。

⑲ 『沢』八

⑳ 『沢』三

㉑ 藤本久志氏「大名領国制論」（峠岸純夫編『大系日本国家史』2、一九七五年）

㉒ 当「注文」は宇陀郡國人・郷民等による大乗院・一乗院門跡領の請負目録を意味すると思われる。

㉓ 『沢』八

㉔ 『沢』八

㉕ 村田前掲論文も「宮本」を菟田野町古市場の宇太水分神社社頭にあってている。

なお、永禄十一（一五六八）年九月廿一日付『太宮丸水分宮御神事引付』（『沢』十三）にも、「若子様御頭撥引付」・「伊勢大和御用脚之引付」・「禰宜御子ニ渡引付」等と共に「宮本ニ渡物ノ注文」なる項目が

あり、「ワリコ廿五合 一ハス五根」等々が列挙され、「宮本」が水分宮神前を意味することを裏付ける。

②⑩ 『春日神社文書』宇陀郡田地帳(室町末期か)に「秋山辰巳当知行」と見え、辰巳が秋山の同名であることは疑いない。

②⑪ 甲賀郡中惣に関しては、さしあたり宮島敬一氏「戦国期における在地法秩序の考察—甲賀郡中惣を素材として—」(『史学雑誌』第八十七編第一号) 参照

②⑫ 第二条については次のような秋山親雅書状(『沢』八)も残存している。今度参可被申候上者、同名披官百姓等自然雖<sup>レ</sup>及喧嘩等、如<sup>レ</sup>太法申合、可<sup>レ</sup>致落居候、万一於<sup>レ</sup>違背輩者、一段可<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>成敗候、目出度、恐<sup>レ</sup>謹言、

八月十七日 (秋山) 親雅(花押)

沢殿御宿所

②⑬ 永原慶三氏「大名領国制の構造」(『岩波講座』『日本歴史』中世4、一九七六年)は、軍事的性格が強い、一五世紀段階の国人一揆に比較して、応仁以降のそれは「農民闘争・人返・市場問題など領域支配のための諸契機を媒介とするものが多くなっている」と指摘されている。

②⑭ 藤木久志氏「戦国社会論」(一九七四年)Ⅱ・第一章戦国法の形成過程、第二章在地法と農民支配参照

②⑮ 勝俣鎮夫氏「国質・郷質についての考察」(『岐阜史学』五六)

②⑯ 『沢』十一

②⑰ 『沢』八

③① たえば第二条は永禄十(一五六七)年四月十八日『六角氏式目』第八条「為<sup>レ</sup>禰那方、令<sup>レ</sup>進退、諸寺庵領、坊主看坊為<sup>レ</sup>所行、与<sup>レ</sup>奉讓沽却等、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>棄破、但、雖<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>坊主、雖<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>看坊、本寺領之外、於<sup>レ</sup>私之買得之地者、可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>各別事、」と類似しているし、第五条は「新加制式」第十九条「以<sup>レ</sup>御恩地入<sup>レ</sup>質物事」云々と原則的に類似して

いる。(佐藤進一氏・池内義資氏・百瀬今朝雄氏編『中世法制史料集』第三卷武家法一)

③② 『沢』十三

③③ 二月晦日付の沢宛北畠具房判物に「其方被<sup>レ</sup>官燈尾」と見えている(『沢』六)。

③④ 十月十六日付北畠奉行入教兼奉書の宛名に「沢池殿」と見え(『沢』八)、十月九日付沢源五郎宛北畠具国(晴具)判物に「同名安井・大具兩人事」と見える(『沢』四)。

③⑤ 永正八(一五一二)年十月廿三日付の沢源四郎宛北畠具方(材親)御判条々(本章第一節所引)第二条に「八知九名之内、東川八郎兵衛被<sup>レ</sup>放<sup>レ</sup>御扶持」と見え、この時、沢の扶持を放たれている(『沢』三)。

③⑥ 『沢』九

③⑦ 他にも同様な事例がある。享禄二(一五二九)年三月廿四日、赤壇・向・西三氏と諸木野・古世寺・木屋三氏との間で、山界相論に関する取替状が交換されたが、赤壇・向・西三氏は酒樽献納者中に全員含まれ、諸木野・古世寺・木屋三氏は全員含まれない。(『沢』八)

③⑧ 『沢』九

③⑨ 『沢』十三

③⑩ 内閣文庫所蔵『三箇院家抄』

③⑪ 勝俣鎮夫氏「国質・郷質についての考察」(前掲)

③⑫ 『竹川信太郎氏所蔵文書』

禁制条々

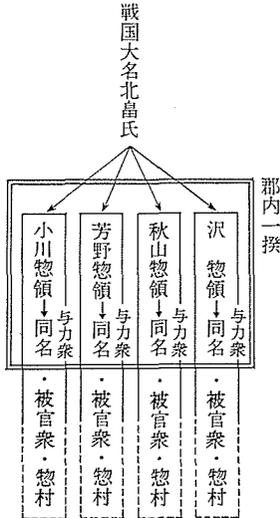
一 福眼寺参詣之輩、於<sup>レ</sup>寺内惡口・謗論・狼藉、堅被<sup>レ</sup>停止之事  
一 誦・音曲・笛・尺八・鼓等可<sup>レ</sup>停止之事  
一 於<sup>レ</sup>寺中、酒宴可<sup>レ</sup>停止之事  
一 御堂之庭、馬不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>繫之事  
一 魚・鳥・美物、門内不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>入之事

- 軍勢宿弁上使宿不レ可レ叶事
- 曲舞之宿不レ可レ叶事
- 於寺中ニ商売停止之事

- 於寺内ニ國質・郷質・殺生等之事
- 右依レ仰所ノ定如レ件
- 應仁三年 巳正月 日
- 民部大輔雅兼奉

結章 戦国大名北畠氏と宇陀郡内一揆

戦国宇陀郡の在地構造と戦国大名北畠氏による支配の図式を示すと次の如くである。



で郡一揆は明らかに自律的な地域権力であった。しかしこの地域権力は、郡掟に対する天文六（一五三七）年の秋山離反に象徴されるように、個々の個別領主―同名衆等の自律性が極めて強い不安定要因を持っている。個別領主達は自己の利害を防衛するため、郡一揆体制を保持しつつも、個々に強力な上部権力北畠氏の被官たることによって、郡内一揆の不安定要因そのものの揚棄を目指していた。

北畠領国、特に宇陀郡に於けるかかる在地構造は、戦国大名北畠氏の権力構造内部に如何に組み込まれたのであろうか。個別領主レヴェルでは、北畠氏は無論彼等に給恩の所領所職を宛行い、それぞれをその軍役体系内部に包摂した。その際、

戦国期宇陀郡に於て、土豪・惣村を貫く縦の紐帯は、各惣領を頂点とする求心的な三角構造を持ち、更にそれは領中法度による自己完結的法秩序を形成している。この内、惣領・同名衆レヴェルで連合し、領主間利害を調整・自力救済理念の暴発を抑制しながら、農民緊縛法による農民支配の協同をはかったのが戦国期の宇陀郡内一揆であり、その枠組みは神誓で定立された郡掟によって示されていた。戦国大名北畠氏は日常的には宇陀郡内部に容喙せず、その意味

軍役体系を堅持するため、各惣領の一族・同名・被官衆に対する支配を擁護する。

[Q] 就大菊幼生、家中之義、同名被官諸事恣之様然候、向後分領已下之事、各於表裏之異見者、可為曲事候、多事可被得御意候、以其旨可被加御下知候、此趣被官中可被申聞候、委曲方穂民部少輔被仰候也、謹言、

壬子月十五日

(北畠具忠)  
(花押)

沢太菊との

并同名御中

②

この北畠具教判物は、沢惣領の死に際して、家督継承者沢太菊丸の同名・被官衆支配を確認させたもので、同時に上部権力北畠氏への上聞を義務付けている。更に明応八(一四九九)年八月二日付北畠材親御判条々の第二条では

伊勢・大和一族被官事、背惣領、自然雖有直奏申儀、可為面々成敗上者、不可有許容也

と述べ、一族被官が惣領に背いて北畠氏に直接越訴(直奏)することを禁止している。すなわち戦国大名北畠氏は、個別領主の一族(同名と同義か)・被官衆に対し、職権による強制的法廷帰属権を持たないのとは異なり、自らその可能性をも放棄し、惣領の一族被官成敗権を確定するのである。これが北畠軍役体系の基礎にあったことは言うまでもない。各惣領は自己の同名被官衆を統合し、小倭衆・波弓衆の如き自律的な小領主連合と協同しつつ戦闘に参加する。<sup>③</sup>

しかし以上のような戦国北畠氏の個別領主掌握は常に郡内一揆の黙認と重層的に存在した。いやむしろ北畠氏自身が積極的に一揆体制の創出を目指した可能性がある。『佐藤文書』中の次掲の北畠氏奉行人山室教兼奉書に注意したい。

[R] 面々依仰与奪之在所事、就御被官参任誣状被充行候、然者一揆組外軍勢、次軍役其勤肝要候、其外奉公応時可被仰

付候、御領掌永代不可有相違之由所候也、恐々謹言、

天文廿三

十月十三日

教兼(花押)

佐藤又四郎殿

伊勢一志郡国人佐藤又四郎に与奪の在所を安堵した当教兼奉書中、傍線部分が極めて重要な内容を持っている。給恩と

して宛行われた与奪の在所に対する見返りとしての佐藤又四郎の奉公は、「一揆組外軍勢、次軍役其勤肝要候」と義務付けられる。「組」の実態が明瞭でないが、或いは年号不詳三月十日付の房兼奉書に見える「番」組織（この場合、佐藤は丹生寺・久世・瀬田・牧野と番を組んでいる）を意味するものかとも思われる。北畠氏本領一志・飯高二郡は、大河内・坂内を始めとする各地の支城を単位として直接支配が浸透した地域と思われる。しかし伊勢国司初代顕能の二男頭俊を祖として、一志郡木造城に拠る一族中最大の勢力木造氏が、満雅拳兵時・明応錯乱（第一章第四節）時に敵対するなど、必ずしも北畠氏の領国秩序が確定していたわけではなかった。かかる郡内状況の中で、有事の軍役催促に先立ち、一揆創出が給恩宛行の見返りに要求されたのは何故なのであるか。戦国大名北畠氏は、支城単位の支配が確定しない在地状況の中に、被官国人層による地域的な自治体制——内部規律を所有し外庄に抵抗する、その意味で一種の平和団体——を構築しようと思図したのではなからうか。以上の論旨に一抹の真実が含まれているとすれば、かの在地状況の中に、重層構造を持って存在した宇陀郡内一揆が、北畠氏の権力構造内部に如何に構造的に組み込まれたのかという設問に対して、提出される仮説は自ら定まるであろう。すなわち、北畠氏にとって、宇陀郡は一種の自治区であったということである。佐藤氏の場合と異なり、宇陀郡内一揆は戦国大名権力によって権力的に設定創出されたものでなく、宇太水分神の信仰圏内部で、軍事衝突の回避と農民緊縛法による農民支配の協同を目的として独自に生成したもので、無論「一揆組外軍勢、次軍役其勤肝要候」なる表現を無媒介に宛て嵌めることは許されない。しかし戦国大名北畠氏が、「右、令群集結党類者、違背上、強張下之謂也、不可不誠、若有結党盟誓之儀、没収面商之所領、可被追却分国」（『新加制式』第二十条「結党類互令盟誓事」）<sup>⑤</sup>のような原則で、宇陀郡掟或いは宇陀郡内一揆に対処しなかったのは確実である。すなわち、基本的には郡内状況は郡内一揆によって左右され戦国大名北畠氏はこれに容喙しなかった。ただ有事（宇陀郡に限らず領国自体にとっての）乃至必要にに応じての番に際してのみ北畠氏の軍役体系は機能した。そして軍役体系の基本単位としての個別領主制の維持のために、北畠氏は一族・同名・被官衆に対する惣領支配の擁護に腐心したのである。

かくして宇陀郡内一揆および個別領主は、戦国大名北畠氏の権力構造内部に構造的に組み込まれた。

① 天文六年の秋山國堅離反によっても、郡内一揆体制自体が崩壊したとは考えていない。

可レ申候也、謹言、  
七月廿七日  
(北畠晴良)

② 『沢』五  
③ 『沢』四  
④ 『佐藤文書』、ただこの場合は「御方様御上洛」についての「番替」の史料である。

⑤ 就今度出張、波三衆・小倭衆如先規、當年可レ為一味之由存知候、万一諸口多仁手分事候者、重而可レ申談候、尚鳥屋尾豊前守 佐藤進一氏・池内義資氏・百瀬今朝雄氏編『中世法制史料集』第三巻武家家法一

附表1・伊勢国司袖判御教書表

注：袖判の項で(人名)となっているのは袖判の無いものである。

年月日	宛先	袖判	奉者	内	容	出典
正平6・12・27	佐藤右衛門四郎	頭能	大藏権少輔定景	亡夫跡知行安堵の見返りとして忠勤要求	佐藤文書	
正平7・4・19	信夫佐藤彦左衛門尉	同右	同右	軍勢催促	同右	
同右	信夫佐藤弾正忠	同右	同右	同右	同右	
正平7・10・29	古和嶋軍忠一族中	同右	左衛門少尉職宣	度会郡二見郷南北同江村狼藉停止	徴古文府	
正平24・10・3	古和一族中	同右	弾正少弼兼行	兵糧料所宛行(三重郡南松本地頭職半分)	古和文書	
建徳2・6・21	古和嶋軍忠者中	同右	同右	同右(安濃西郡司職等)	同右	
建徳3・4・5	古和一族中	同右	中務大丞兼頭	朝明郡置生御厨地頭職安堵	南狩遺文	
文中2・9・8	古和一族中	同右	中務大輔兼頭	兵糧料所宛行(飯高郡深田御園地頭職)	古和文書	
元中9・11・1	佐藤助次郎	頭泰	中務大輔(兼兼泰)	恩賞料安堵	同右	
応永10・2・19	佐藤助次郎	(満雅)	兵部少輔兼泰	兵糧料所宛行(一志郡吉安半分)	佐藤文書	
応永14・9・27	上野安養寺納所方	同右	兵部少輔兼泰	在所坂出諸方田畠安堵	安養寺文書	
応永14・9・29	佐藤助次郎	同右	兵部少輔兼泰	兵糧料所宛行(多気郡遍照寺領)	佐藤文書	
応永20・8・22	沢伊守守	同右	同右	飯高神戶練別停止	沢氏古文書	
応永21・10・23	玉井	同右	同右	飯高郡若松庄神戶戸井上分安堵	内宮引付	
応永22・5・21	佐藤新蔵人	同右	同右	兵糧料所宛行(一志郡神戶)	佐藤文書	
応永22・9・18	同右	同右	同右	一志郡高野跡安堵	同右	
嘉吉3・8・9	安養寺方丈	(教具)	民部少輔兼兼	寺領違乱停止	安養寺文書	



年月日	宛所	奉者	内容	出具
永正14 9 11	安保藏人	同	他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
大永3 11 18	令応藏主	式部少輔国兼	半済の要請	同 右
大永8 4 6	榎倉	同 右	福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
天文3 12 3	福眼寺	同	当寺鐘借用	同 右
天文7 12 6	王寺小五郎	同	射和市辺盗人の事	同 右
天文8 9 26	射和寺	同	当寺鐘借用	同 右
8 12 24	福眼寺	同	感状	同 右
4 8 29	同 右	同	感状	同 右
10 4 22	佐藤又三郎	同	同名弥十郎親庶子役事	同 右
9 10 28	佐藤	同		同 右
明心2 10 11	延徳寺(朴木刑部丞)	同	新塔九輪の事につき鑄物師×大工 射和寺之敷地之内笠屋、敷之事 感状(教具の袖判あり)	同 右
明心2 8 22	志摩国古和衆人	同	「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
明心4 12 26	佐藤	勝兼	神戸棟別銭停止	同 右
明心5 閏2 12	福眼寺	同	感状	同 右
7 7 13	古和借屋	同	村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
3 3 18	榎木藏松寿大夫	同	「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
8 8 28	福眼寺	同	御茶進物之謝意	同 右
7 7 13	朴木刑部丞	同	浜七郷河東知行分安堵他	同 右
7 7 4	伊射和寺(福眼寺)	同	「藤七郎事」	同 右
永正6 10 15	祐阿弥陀仏	親兼	「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
10 10 17	安保勘由左衛門尉	方兼(カ)	射和寺住持職安堵	同 右
9 9 2	王寺小五郎	方兼(カ)	射和祐阿弥扶持の事	同 右
10 10 23	三瀬	同 右	古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
永正14 9 11	令応藏主	同 右	古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
大永3 11 18	榎倉	同 右	住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
大永8 4 6	榎倉	同 右	「本智高向当知行」安堵	同 右
天文3 12 3	安保藏人	同	他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
天文7 12 6	福眼寺	同	半済の要請	同 右
天文8 9 26	王寺小五郎	同	福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
8 12 24	射和寺	同	当寺鐘借用	同 右
4 8 29	同 右	同	射和市辺盗人の事	同 右
10 4 22	佐藤又三郎	同	当寺鐘借用	同 右
9 10 28	佐藤	同	感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右
			御茶進物之謝意	同 右
			浜七郷河東知行分安堵他	同 右
			「藤七郎事」	同 右
			「勸進之儀」につき「倭申楽」以外は披露に及ばず	同 右
			射和寺住持職安堵	同 右
			射和祐阿弥扶持の事	同 右
			古和嶋奥・借屋兩人「可申子細打置」	同 右
			古和奥・借屋許へ熊野「略次之儀」「可被付」	同 右
			住持職・寺領知行安堵(具方袖判あり)	同 右
			「本智高向当知行」安堵	同 右
			他国曆停止、杉大夫曆申付け	同 右
			半済の要請	同 右
			福眼寺半済の儀、申し聞かすべく指示	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			射和市辺盗人の事	同 右
			当寺鐘借用	同 右
			感状	同 右
			同名弥十郎親庶子役事	同 右
			新塔九輪の事につき鑄物師×大工	同 右
			射和寺之敷地之内笠屋、敷之事	同 右
			感状(教具の袖判あり)	同 右
			「面々当参珍重」自今以後、「可被加御扶持」	同 右
			神戸棟別銭停止	同 右
			感状	同 右
			村山小塩寄進地・見性寺安堵	同 右
			「金剛之坂関」に於て壹銭宛行	同 右



年月日	宛所	奉者	内容	出具
永祿11・10・10 元龜3・4・6 (天正元)10・14 (同右)10・16 (同右)10・16 (同右)10・16 方穗久長・鳥屋尾宣祐	鳥屋尾石見守 鳥屋尾石見守 大湊中 大湊老分中 大湊老分中	同右 同右 同右 同右 同右	寄進地安堵 山田世古堂安堵 楠浦の二艘(大湊・河崎)舟頭罷掃、早く蔡名へ 「湊舟之儀干今不出置」言語通断 同右 「関東船上下之儀」 福島左京宛成敗につき「彼者預物」改 福島被官悪党成敗 同右	智禪寺文書 榎倉文書 大湊文書 同右 同右 同右 同右
天正元・12・5 天正3・6・6 9・16 9・16 9・12 10・29	北監大夫 朴木下野守 山田三方中 大湊老分中 大湊老分中	同右 同右 同右 同右 同右	他國曆禁止、杉大夫曆申付け 福島跡職一件につき金子請取 「福島中申事、鳥屋丸江差越候」 「福島面々」と瀬田家来と相論 同右一件につき田地安堵 同右一件につき「当毛下地瀬田ニ被仰付候」 (天花寺城へ罷入)辛勞を励ます 「自上野開陣仕候」在城指示 (蘇原城へ取懸)在陣指示 御方様上洛番替	竹川信太郎氏所藏 同右 同右 同右 同右 同右 同右
閏5・1 8・8 8・7 12・23 2・21	佐藤 同右 同右 射和寺 射和寺 福島	同右 同右 同右 同右 同右	同右	佐藤文書 同右 同右 同右 同右
正・23 正・28 3・10 8・4 3・13	同右 同右 古和 大湊 下坊	同右 同右 同右 同右 同右	古和與扶持人小二郎買取田地安堵 北表「不及御届罷掃候輩」成敗 人足・伝馬・棟別・貫別等免許	古和文書 大湊文書 龍泉寺文書

(京都大学大学院生)

The System of Rule of the *Kitabatakes* 北畠氏,  
Princes of the *Sengoku* 戦国 Period

by

M. Nishiyama

This article aims at making an answer to the problem of what position to be given for the *Gummai-ikki* 郡内一揆 of *Uda* 宇陀 canton in the system of rule of the *Kitabatakes* 北畠氏, princes of the *Sengoku* 戦国 period. In the canton of that time, there were two levels of associations of the lords: the *Gummai-ikki* of the lords of first rank and the *Kata* 方 associations around each member of the *ikki*. And there were correspondingly two levels of laws: the law of the canton for the *ikki* and laws of domains for *Kata* associations. A *Kata* association consisted of *Yoriki* 与力 and *Domyo-shu* 同名衆, and in a wide sense it also included *Soson* 惣村. But at any rate the ties of dependence clearly predominated over the solidarities of the associations. The *Kitabatakes*, in principle, did not intervene in the government of the canton considered as a self-governing dominion of the *ikki*, and only when some events had come they organized the lords of the canton according to the system of military service due to the princes. Therefore for the purpose of supporting the lordships being primary units of that system, they safeguarded with effort the domination by the patriarch over the clan, *Domyo-shu* and vassals.

The Mechanical Silk-Reeling Industry in the *Chiang-Chê* 江浙 District on the Eve of the World Depression

by

S. Okumura

In the studies of Chinese economy after the establishment of the *Nanching* 南京 Government in 1927 it has been a mainly held view that 'bureaucratic capital', typified by the '*ssŭtachiatsu* 四大家族', and